

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

杵築市長 永 松 悟

市町村名 (市町村コード)	杵築市 (44210)
地域名 (地域内農業集落名)	上地区 (迫田、下河内、東畑部、中尾平、下日指一、宮平、瀬口、下日指二、トキワ開拓、蔦田、井手ノ上、槍ヶ原、西畑部、浄土寺、口ノ尾、畑、唐川、下切一、二、杉ヶ谷開拓、上河内上、上河内下、富田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上地区は、八坂川の源流域であり、豊かな水流のもと、水稻、茶、いちご、花き等の栽培が盛んであり、基盤整備も進んでいる地域である。
 基盤整備済みの水田においては水稻を中心とした作付けがされているが、山間部の狭小な農地も多く、鳥獣被害が多発していること、高齢化による規模縮小や離農により荒廃農地も増加しており、担い手の確保が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:9名

主な作物等:水稻、茶、いちご、ユリ、ホオズキ、ヤマジノギク、酪農、肉用牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、茶、いちご、花きなどの生産を継続するとともに、段階的に担い手への農地の集積に取り組む。
 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、鳥獣被害防止対策や農地の保全管理に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	648 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	528 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者、認定新規就農者などの担い手に集積を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農や規模縮小等の農業者の情報を地区、行政機関等で共有し、農地中間管理機構を活用した地区内の担い手や新規就農者への集積に取り組む。 ・農地中間管理機構を活用した農地については、農作業の効率化や経費削減等を実現するための圃場の集約化に段階的に取り組んでいく。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作条件の改善のため、水路整備や圃場整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
離農者から地区内の担い手への集積につながるよう取り組みつつ、必要に応じて地域外からも新規就農を含め多様な経営体を募り、市、農業委員会、JA、中間管理機構、県などの関係機関と連携し、担い手として育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業など必要に応じ、(公社)杵築市地域活性化センターへ作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等の対策を行う。
- ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、農地等の保全管理を行う。